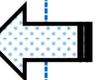


## 地域リサイクルの事業の事務手続きの流れ

環境政策課	地域リサイクル事業登録団体
	<b>【①事前相談】</b> 事業実施の <u>2か月前までに</u> 、環境政策課にご相談ください。
	<b>【②回収業者との事前打ち合わせ】</b> 上尾資源回収事業協同組合に連絡し、担当の回収業者と事業実施日、回収品目、回収場所等について、調整を行ってください。
	 <b>【③実施団体登録申請書の提出】</b> 実施団体登録申請書を作成し、直接、環境政策課窓口提出してください。
<b>【④実施団体登録決定通知書の送付】</b> 実施団体登録申請書を審査し、決定通知書を送付します。 	
	<b>【⑤地域リサイクル事業の実施】</b> 回収する資源物は8品目です。 (別紙資料①-2「地域リサイクル事業 回収品目と分別のしかた」参照) ※報奨金の対象となる資源物は、紙類(新聞、雑誌/雑がみ、段ボール)です。
	 <b>【⑥報奨金交付申請書の提出】</b> 以下の期日までに、通帳のコピーを添付のうえ、環境政策課に提出してください。 (1) 前期(4~9月実施分)…10月10日まで (2) 後期(10~3月実施分)…4月10日まで
<b>【⑦報奨金交付決定通知書の送付】</b> 報奨金交付申請書を審査し、交付額を決定し通知します。 	
<b>【⑧報奨金の振込】</b> 報奨金交付申請書の提出期限から概ね1か月で、報奨金が指定口座に振り込まれます。	

- ・ 代表者の変更や回収場所の増減が生じた場合は、速やかに「登録事項変更届出書」を環境政策課に提出してください。
- ・ 回収日には、集積所に立会人を置き、集積箇所の集約にご協力ください。
- ・ 報奨金の振込先を個人名義の口座にしないでください。
- ・ 市の定期回収日と地域リサイクルの回収日を同日にすることはできません。